

那覇市新型インフルエンザ等対策行動計画（概要）

1 那覇市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成

那覇市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条の規定により作成しました。

市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

市行動計画には、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針等を定めています。

2 対象とする感染症

新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

- ・り患率：全人口の25%が新型インフルエンザにり患すると想定
- ・致命率：中等度0.53%、重度2.0%
- ・医療機関を受診する患者数約3.2万人～約6.2万人
- ・入院患者数（中等度）1,300人、（重度）5,000人
- ・死者数（中等度）430人、（重度）1,600人
- ・1日当たり最大入院患者数（中等度）1,100人、（重度）4,400人
- ・新型インフルエンザ等発生時の社会への影響
　ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤

※本市推計値の算出は、県推計値を用い、県人口に占める本市人口割合を基に算出。

4 新型インフルエンザ等対策の目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

5 発生段階

- ・新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意志決定を迅速に行うことができるよう、本県においては、6つの発生段階に分類し、その移行については、必要に応じて国と協議の上、県対策本部において判断することとしています。

発生段階	
【未発生期】	新型インフルエンザ等が発生していない状態
【海外発生期】	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
【県内未発生期】	いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では患者が発生していない状態
【県内発生早期】	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
【県内感染期】	県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
【小康期】	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

6 市行動計画の主要6項目

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等が発生する前においては、那覇市保健所健康危機管理対策委員会、那覇市健康危機管理対策連絡会議等を開催し、事前準備の進捗を確認し、本市一体となった取組を推進します。健康部をはじめとする関係部局においては、国及び県、関係機関等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進めます。

新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）及び沖縄県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合、本市も直ちに那覇市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置します。

(2) サーベイランス・情報収集

- ①サーベイランスにより、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析し判断につなげます。
- ②海外発生期から県内の患者数が少ない段階までは、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者数が増加した時点では、重症者及び死者に限定した情報収集に切り替えます。また、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスの情報収集に努めます。

(3) 情報提供・共有

- ①予防的対策として、新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する情報を市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供します。
- ②発生時には、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、多様な媒体を用いて、迅速かつ分かりやすく、市対策本部において一元的に発信します。

③市民からの問い合わせに対応する相談窓口を設置し、適切な情報提供を行います。

(4) 予防・まん延防止

① 主なまん延防止策

【個人】

発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、不要不急の外出自粛要請等を行った場合には迅速に周知いたします。

【地域対策・職場対策】

発生の初期の段階から、事業者等に対し、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施するよう要請します。

【施設の使用制限の要請等】

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、学校、保育所等、その他多くの人が利用する施設の使用制限の要請等を行った場合には迅速に周知いたします。

② 予防接種

接種順位等については、新型インフルエンザ等が発生したときに政府対策本部長が決定します

【特定接種】

特定接種は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行われるもので、登録事業者のうちこれらの業務に従事する者、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員及び地方公務員が対象となります。

※登録事業者とは、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているものをいう。

【住民接種】

本市は、全住民に対して、予防接種を行います。

(5) 医療

① 発生前における医療体制の整備

保健所を中心として、市医師会、地区薬剤師会、医療機関、薬局、消防等の関係者と密接に連携を図りながら、医療体制の整備を推進し、発生に備えた準備を行います。

②発生時における医療体制の維持・確保

県内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは、「帰国者・接触者外来」を設置し、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者で、発熱・呼吸器症状等をする者の診療を行うとともに、「帰国者・接触者相談センター」を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知します。

県内発生早期では、原則として、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等での入院措置を行います。

帰国者・接触者外来の受診者数の著しい増加により対応困難となった場合等には、一般の医療機関で診療する体制に切り替えます。また、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ります。

(6)市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等が発生する前においては、市民生活及び市民経済への影響を最小限とするため、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等対策を実施するための業務計画の作成等事前の準備を要請します。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、登録事業者は、事業を継続し、市は、便乗値上げ防止等の要請等や、要援護者への生活支援等を行います。

7 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(1)基本的人権の尊重

市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとします。

(2)危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であり、緊急事態に備えてさまざまな措置を講ずることができるよう制度設計されています。しかし、病原性の程度などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあります。得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるというものではありません。

(3)関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部及び県対策本部と相互に緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

(4)記録の作成・保存

本市は、発生した段階から、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

発生段階ごとの主な対策

未発生期	海外発生期	県内未発生期
1 実施体制	1 実施体制	1 実施体制
<ul style="list-style-type: none"> ・市行動計画の策定 ・体制の整備、国及び県、関係機関 ・各課等の業務継続計画の策定 ・関係機関等との連携 ・情報交換、訓練の実施等との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外発生疑い時の緊急会議の開催 ・市対策本部の設置(政府対策本部及び県対策本部設置後) ・必要に応じて有識者会議等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の体制維持 ・国が公示する基本的対処方針の変更等の周知
2 サーベイランス・情報収集	2 サーベイランス・情報収集	2 サーベイランス・情報収集
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関を通じた情報収集 ・通常のサーベイランス(全体動向、重症化、学級閉鎖等の把握等)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常のサーベイランスの継続、強化 ・患者(疑い患者を含む。)の全数把握の開始 ・学校等での集団発生の把握の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常のサーベイランスの継続、強化 ・患者(疑い患者を含む。)の全数把握の実施継続 ・学校等での集団発生の把握強化の継続
3 情報提供・共有	3 情報提供・共有	3 情報提供・共有
<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に関する継続的な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・一元的な情報管理、情報発信を行う広報対策スタッフの配置、正確かつ迅速な広報の実施、複数媒体による戦略的な情報提供体制の整備 ・相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外での発生状況、県内発生時の対策等の複数媒体による正確かつ迅速な情報提供の実施 ・個人、学校・保育施設等や職場での感染対策の情報提供 ・相談窓口の体制の充実・強化
4 予防・まん延防止	4 予防・まん延防止	4 予防・まん延防止
<ul style="list-style-type: none"> ・個人、地域、職場における感染対策の普及(手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等) ・国による水際対策との連携 ・特定接種実施への協力体制、接種体制の構築 ・住民接種実施への協力体制、接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者、濃厚接触者への対応の準備 ・発生国からの入国者等の健康監視等の協力 ・国の方針をふまえた本市対象職員への特定接種の実施 ・住民接種の実施体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、高齢者施設、集合住宅等への感染対策の強化要請 ・患者、濃厚接触者への対応の準備 ・国による水際対策との連携の継続 ・本市対象職員への特定接種の実施 ・住民接種の実施
5 医療	5 医療	5 医療
<ul style="list-style-type: none"> ・関係医療機関等との連携と医療体制の整備 ・帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備、要請 ・医療機関へ感染対策等の要請 ・沖縄県衛生環境研究所へのPCR検査依頼体制の整備 ・県内感染期に備えた医療の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者外来の設置の要請 ・帰国者・接触者相談センターの設置 ・帰国者・接触者外来の周知 ・沖縄県衛生環境研究所へのPCR検査の依頼 ・医療機関等への迅速な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者外来による診療体制の継続要請 ・帰国者・接触者相談センターにおける相談体制の継続要請
6 市民生活・市民経済の安定確保	6 市民生活・市民経済の安定確保	6 市民生活・市民経済の安定確保
<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対する食料品、生活必需品等の備蓄等の呼びかけ ・事業者に対する感染対策、業務継続計画等の策定の要請 ・要援護者の状況把握及び発生時の生活支援、搬送、死亡時の対応等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対する職場での感染対策の準備要請 ・登録事業者に対する事業継続の準備等の要請 ・一時遺体安置可能な施設等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対する職場での感染対策実施の要請 ・登録事業者等の事業継続のための法令の弾力運用等の周知

発生段階ごとの主な対策

県内発生早期	県内感染期	小康期
1 実施体制	1 実施体制	1 実施体制
<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の体制維持 ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言時の対応方針の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の体制維持 ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言時の対応方針の決定 ・まん延により緊急事態措置ができなくなった場合の特措法に基づく県知事の代行措置の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・各段階の対策の評価、必要に応じての有識者会議の開催、市行動計画等の見直し ・政府対策本部及び県対策本部が廃止された場合、市対策本部の廃止
2 サーベイランス・情報収集	2 サーベイランス・情報収集	2 サーベイランス・情報収集
<ul style="list-style-type: none"> ・通常のサーベイランスの継続、強化 ・患者(疑い患者を含む。)の全数把握の実施継続 ・学校等での集団発生の把握の強化継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常のサーベイランスの継続 ・患者の全数把握の中止(重症者及び死亡者のみの全数把握) 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常のサーベイランスの強化 ・第二波発生探知のための学校等での集団発生の把握の強化 ・重症者及び死亡者のみの全数把握の継続
3 情報提供・共有	3 情報提供・共有	3 情報提供・共有
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者等要援護者、外国人、観光客、学生等の情報弱者に対するきめ細かな情報提供 ・県内の発生状況、市内発生時の対策等情報提供の継続 ・市内患者発生時(個々の事例)に係る広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行状況に応じた市内の医療体制の周知、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報提供 ・情報弱者に対するきめ細やかな情報提供の継続 ・市内患者発生時(集団事例等)に係る広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数媒体・機関を活用した、第一波の終息宣言と第二波発生に備えた情報提供 ・相談窓口の縮小
4 予防・まん延防止	4 予防・まん延防止	4 予防・まん延防止
<ul style="list-style-type: none"> ・患者及び濃厚接触者への対応 ・学校保健安全法に基づく臨時休校等の適正実施の要請 ・国による水際対策との連携の継続 ・特定接種、住民接種の実施 ・緊急事態措置実施時の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者に対する対応の中止 ・特定接種、住民接種の実施 ・緊急事態措置実施時の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行の第二波に備えた住民接種の実施
5 医療	5 医療	5 医療
<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者外来による診療体制の継続要請 ・感染症法に基づく入院措置 ・必要に応じたPCR検査の依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの中止 ・感染症法に基づく入院措置の中止 ・一般の医療機関での診療に移行 ・在宅療養患者への生活、医療支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の医療体制への移行
6 市民生活・市民経済の安定確保	6 市民生活・市民経済の安定確保	6 市民生活・市民経済の安定確保
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対する職場での感染対策強化の要請 ・事業者に対する食料品、生活関連物資等の価格高騰の抑制要請 ・水の安定かつ適切供給のための措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・風評被害等への対応、事業者への相談窓口等の設置 ・要援護者への生活支援の実施 ・火葬場火葬炉の最大稼働の要請 ・死亡者増加で火葬能力超過の場合一時的遺体安置施設を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買い占め及び売り惜しみが生じないよう要請